

資料

平成 30 年第 2 回定例市議会議案  
条例等新旧対照表

議案第31号	市税条例等の一部改正について	
	市税条例の一部改正案（第1条関係）	1
	市税条例の一部改正案（第2条関係）	1 1
	市税条例の一部改正案（第3条関係）	1 2
	市税条例の一部改正案（第4条関係）	1 3
	市税条例の一部改正案（第5条関係）	1 4
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正案（第6条関係）	1 6
	災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部改正案（第7条関係）	1 8
議案第32号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正案	2 0
議案第33号	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	
	藤井寺市介護保険条例の一部改正案	2 1
議案第34号	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正案（第1条関係）	2 2
	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正案（第2条関係）	2 3
議案第35号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	2 4
議案第36号	藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正案	2 8
	(附則改正)	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案	2 9

議案第 37 号	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	30
議案第 38 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	
	大阪広域水道企業団規約の一部変更案（第 1 条関係）	31
	大阪広域水道企業団規約の一部変更案（第 2 条関係）	32

## 議案第31号

### 市税条例等の一部改正について

#### ○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）新旧対照表

##### （第1条関係）

改正後	改正前
<p>（市民税の納税義務者等）</p> <p><b>第13条</b> 市民税は、第1号の者に対しては<u>均等割額及び所得割額の合算額により</u>、第3号の者に対しては<u>均等割額及び法人税割額の合算額により</u>、第2号及び第4号の者に対しては<u>均等割額により</u>、第5号の者に対しては<u>法人税割額により</u>課する。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第44条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>	<p>（市民税の納税義務者等）</p> <p><b>第13条</b> 市民税は、第1号の者に対しては<u>均等割額及び所得割額の合算額によって</u>、第3号の者に対しては<u>均等割額及び法人税割額の合算額によって</u>、第2号及び第4号の者に対しては<u>均等割額によって</u>、第5号の者に対しては<u>法人税割額によって</u>課する。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p><b>第14条</b> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第48条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p><b>第14条</b> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第48条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が</p>

改正後	改正前
<p><u>1,350,000円を超える場合を除く。)</u></p>	<p><u>1,250,000円を超える場合を除く。)</u></p>
<p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>100,000円を加算した金額</u>（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p>（所得控除）</p>	<p>（所得控除）</p>
<p><b>第20条</b> 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が25,000,000円以下である</u>所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p><b>第20条</b> 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>
<p>（調整控除）</p>	<p>（調整控除）</p>
<p><b>第23条</b> <u>前年の合計所得金額が25,000,000円以下である</u>所得割の納税義務者については、その者の第21条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p>	<p><b>第23条</b> 所得割の納税義務者については、その者の第21条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p>
<p>（1） 当該納税義務者の第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した</p>	<p>（1） 当該納税義務者の第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合</p>

改正後	改正前
<p>金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p><b>第27条</b> 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、<u>施行規則第5号の4様式</u>（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの</u>を除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>	<p>算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p><b>第27条</b> 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、<u>法第317条の2第1項</u>の規定による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>

改正後	改正前
2～7 (略)  (法人の市民税の申告納付)	2～7 (略)  (法人の市民税の申告納付)
<p><b>第44条</b> 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p><b>第44条</b> 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2～9 (略)</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>2～9 (略)</p>
<p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p>	
<p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	
<p><u>（製造たばこの区分）</u></p>	

改正後	改正前
<p><b>第91条</b> 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</p>	
<p>(1) <u>喫煙用の製造たばこ</u></p>	
<p>ア <u>紙巻たばこ</u></p>	
<p>イ <u>葉巻たばこ</u></p>	
<p>ウ <u>パイプたばこ</u></p>	
<p>エ <u>刻みたばこ</u></p>	
<p>オ <u>加熱式たばこ</u></p>	
<p>(2) <u>かみ用の製造たばこ</u></p>	
<p>(3) <u>かぎ用の製造たばこ</u></p>	
<p>(市たばこ税の納税義務者等)</p>	
<p><b>第91条の2</b> (略)</p>	<p><b>第91条</b> (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>(製造たばことみなす場合)</u></p>	
<p><b>第92条の2</b> 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの (たばこ事業法第3条第1項に規定する会社 (以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下こ</p>	

改正後	改正前																								
<p><u>の条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u></p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p><b>第93条</b> たばこ税の課税標準は、<u>第91条の2第1項</u>の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等<u>(以下この条及び第96条において「売渡し等」という。)</u>に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ<u>(加熱式たばこを除く。)</u>の本数は、<u>紙巻たばこの</u>本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める重量をもって<u>紙巻たばこの</u>1本に換算するものとする。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>重量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>ア <u>葉巻たばこ</u></td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>イ <u>パイプたばこ</u></td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>ウ <u>刻みたばこ</u></td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3 <u>加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2) <u>加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるも</u></p>	区分	重量	(1) 喫煙用の製造たばこ		ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム	ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム	(略)		<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p><b>第93条</b> たばこ税の課税標準は、<u>第91条第1項</u>の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこの</u>本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める重量をもって<u>喫煙用の紙巻たばこの</u>1本に換算するものとする。<u>この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>重量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>ア <u>パイプたばこ</u></td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>イ <u>葉巻たばこ</u></td><td>1グラム</td></tr> <tr> <td>ウ <u>刻みたばこ</u></td><td>2グラム</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	重量	(1) 喫煙用の製造たばこ		ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム	イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム	(略)	
区分	重量																								
(1) 喫煙用の製造たばこ																									
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																								
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム																								
ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム																								
(略)																									
区分	重量																								
(1) 喫煙用の製造たばこ																									
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム																								
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																								
ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム																								
(略)																									

改正後	改正前
<p>のに係る部分の重量を除く。) の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第91条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第91条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>

改正後	改正前
6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	
8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	
9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	
10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。	
(たばこ税の税率)	(たばこ税の税率)
第93条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。	第93条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,262円</u> とする。
(たばこ税の課税免除)	(たばこ税の課税免除)
第94条 (略)	第94条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等

改正後	改正前
<p>をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第91条の2</u>の規定を適用する。</p>	<p>をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第91条</u>の規定を適用する。</p>
<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p>
<p><b>第96条</b> 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下<u>この節</u>において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し</u>等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下<u>この節</u>において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第94条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第94条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p><b>第96条</b> 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下<u>本節</u>において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第91条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し</u>若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下<u>本節</u>において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第94条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第94条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p><b>附 則</b></p>	<p><b>附 則</b></p>
<p>(個人市民税の所得割の非課税の範囲等)</p>	<p>(個人市民税の所得割の非課税の範囲等)</p>
<p><b>第3条の2</b> 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>100,000円を加算した金額</u>（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p><b>第3条の2</b> 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>

改正後	改正前
2・3 (略)  (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	2・3 (略)  (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
<b>第6条の2</b> (略)	<b>第6条の2</b> (略)
2~11 (略)	2~11 (略)
<u>12 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</u>	
<u>13 (略)</u>  (優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	<u>12 (略)</u>  (優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
<b>第12条</b> (略)	<b>第12条</b> (略)
2 (略)  3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、 <u>第37条の8又は第37条の9</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	2 (略)  3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、 <u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表  
(第2条関係)

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
<b>第93条</b> (略)	<b>第93条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
4~10 (略)	4~10 (略)
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
<b>第6条の2</b> (略)	<b>第6条の2</b> (略)
2~9 (略)	2~9 (略)
10 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	10 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。	12 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。
13 (略)	13 略

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

（第3条関係）

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第93条 (略)	第93条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
ア・イ (略)	ア・イ (略)
4～10 (略)	4～10 (略)
(たばこ税の税率)	(たばこ税の税率)
第93条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。	第93条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表  
(第4条関係)

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第93条 (略)	第93条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (たばこ税法 (昭和59年法律第72号) 第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律 (平成10年法律第137号) 第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。) をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第7号) 附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律 (平成10年法律第137号) 第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。) をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
ア (略)	ア (略)
イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額	イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 (昭和59年法律第72号) 第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額
4~10 (略)	4~10 (略)
(たばこ税の税率)	(たばこ税の税率)
第93条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,552</u> 円とする。	第93条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122</u> 円とする。

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表  
(第5条関係)

改正後	改正前
(製造たばことみなす場合)	(製造たばことみなす場合)
第92条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。	第92条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第93条 (略)	第93条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、 <u>次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u>	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、 <u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u>
(1) (略)	(1) <u>加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</u>
	(2) (略)

改正後	改正前
(2) (略)	(3) (略)
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第91条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第91条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
6 (略)	6 (略)
7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
9 略	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
10 略	

○市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号）新旧対照表

（第6条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p>	<p>附 則</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p>
<p>第5条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>市税条例第93条の2</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>（2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>（3）平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p>	<p>第5条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第93条の2</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>（2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>（3）平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円</p>
<p>3（略）</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>市税条例第91条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限</p>	<p>3（略）</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第91条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）</p>

改正後	改正前																														
る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。	を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。																														
5~12 (略)	5~12 (略)																														
13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。	13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。																														
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																														
<table border="1"> <tr> <td>第5項</td> <td>前項</td> <td>第13項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第14項において準用する同条第4項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td>平成31年10月31日</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td>平成32年3月31日</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第5項	前項	第13項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		平成28年5月2日	平成31年10月31日	第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日	略			<table border="1"> <tr> <td>第5項</td> <td>前項</td> <td>第13項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第14項において準用する同条第4項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td>平成31年4月30日</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td>平成31年9月30日</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第5項	前項	第13項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		平成28年5月2日	平成31年4月30日	第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日	略		
第5項	前項	第13項																													
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項																													
	平成28年5月2日	平成31年10月31日																													
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日																													
略																															
第5項	前項	第13項																													
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項																													
	平成28年5月2日	平成31年4月30日																													
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日																													
略																															

○災害による被災者に対する市税の減免に関する条例（平成7年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表

（第7条関係）

改正後	改正前																
（市民税の減免）	（市民税の減免）																
<b>第2条</b> 市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）で災害により次の表の左欄に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該災害により被害を受けた日（以下「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率をそれぞれ当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。	<b>第2条</b> 市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）で災害により次の表の左欄に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該災害により被害を受けた日（以下「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率をそれぞれ当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の原因となるべき事項</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）<u>第292条第1項第10号</u>に規定する障害者をいう。）になった場合</td><td>10分の9</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	減免の原因となるべき事項	軽減又は免除の割合	（略）		障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） <u>第292条第1項第10号</u> に規定する障害者をいう。）になった場合	10分の9	（略）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の原因となるべき事項</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）<u>第292条第1項第9号</u>に規定する障害者をいう。）になった場合</td><td>10分の9</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	減免の原因となるべき事項	軽減又は免除の割合	（略）		障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） <u>第292条第1項第9号</u> に規定する障害者をいう。）になった場合	10分の9	（略）	
減免の原因となるべき事項	軽減又は免除の割合																
（略）																	
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） <u>第292条第1項第10号</u> に規定する障害者をいう。）になった場合	10分の9																
（略）																	
減免の原因となるべき事項	軽減又は免除の割合																
（略）																	
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） <u>第292条第1項第9号</u> に規定する障害者をいう。）になった場合	10分の9																
（略）																	
2 市民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する <u>同一生計配偶者</u> 又は法 <u>第292条第1項第9号</u> に規定する扶養親族を含む。）で合計所得金額が、10,000,000円以下である者が、自己が居住し、又は使用する住宅又は家財道具（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）について災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上の被害を受けた場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度分の市民税額のうち、被災日以後の納期に係る税額について次の表の区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。	2 市民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する <u>控除対象配偶者</u> 又は法 <u>第292条第1項第8号</u> に規定する扶養親族を含む。）で合計所得金額が、10,000,000円以下である者が、自己が居住し、又は使用する住宅又は家財道具（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）について災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上の被害を受けた場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度分の市民税額のうち、被災日以後の納期に係る税額について次の表の区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。																
（略）	（略）																

改正後	改正前
3・4 (略)	3・4 (略)

議案第32号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号）新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第3条—第12条関係）			別表（第3条—第12条関係）		
特殊勤務手当支給額			特殊勤務手当支給額		
手当の種類	支払基準	金額（円）	手当の種類	支払基準	金額（円）
(略)			(略)		
夜間看護手当	深夜における勤務が4時間以上であるとき 1回につき	3,550	夜間看護手当	深夜における勤務が4時間以上であるとき 1回につき	3,300
	深夜における勤務が2時間以上4時間未満で あるとき 1回につき	3,100		深夜における勤務が2時間以上4時間未満で あるとき 1回につき	2,900
	深夜における勤務が2時間未満であるとき 1回につき	2,150		深夜における勤務が2時間未満であるとき 1回につき	2,000
(略)			(略)		

議案第33号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

○藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（保険料率）</p> <p><b>第8条</b> 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>（7）～（11）（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（保険料率）</p> <p><b>第8条</b> 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>（7）～（11）（略）</p> <p>2～4（略）</p>

## 議案第34号

### 藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

#### ○藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年藤井寺市条例第34号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（所得制限）</p> <p><b>第2条の2</b> （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（所得制限）</p> <p><b>第2条の2</b> （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p>

○藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号） 新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
<p>（所得制限）</p> <p><b>第3条の2</b> 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としない。</p> <p>（1）ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあっては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（所得制限）</p> <p><b>第3条の2</b> 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としない。</p> <p>（1）ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあっては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する<u>控除対象配偶者若しくは扶養親族</u>の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p>

## 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（保育所等との連携）</p> <p><b>第7条</b> 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>（3）（略）</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>（1）家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>（2）次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	<p>（保育所等との連携）</p> <p><b>第7条</b> 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>（3）（略）</p>

改正後	改正前
<p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</u></p> <p>（食事の提供の特例）</p> <p><b>第17条</b>（略）</p> <p>2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p>1（略）</p> <p>（食事の提供に関する経過措置）</p> <p>2 <u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行</u></p>	<p>（食事の提供の特例）</p> <p><b>第17条</b>（略）</p> <p>2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1（略）</p> <p>（食事の提供に関する経過措置）</p> <p>2 <u>この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第16</u></p>

改正後	改正前
<p>且から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、<u>第45条第1項本文</u>（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p>	<p>条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）<u>第45条第1項本文</u>（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p>
<p><u>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u></p>	<p>（連携施設に関する経過措置）</p>
<p>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、<u>第7条第1項本文</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、<u>第7条本文</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>
<p>（小規模保育事業B型等に関する経過措置）</p>	<p>（小規模保育事業B型等に関する経過措置）</p>
<p>5 （略）</p>	<p>4 （略）</p>
<p>（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）</p>	<p>（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）</p>
<p>6 （略）</p>	<p>5 （略）</p>
<p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p>	<p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p>

改正後	改正前
<p><u>7</u> (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> <u>附則第7項</u>の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所型事業所内保育事業所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>10</u> (略)</p>	<p><u>6</u> (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> <u>附則第6項</u>の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所型事業所内保育事業所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>9</u> (略)</p>

議案第36号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○藤井寺市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表

改正後	改正前
(組織)	
<b>第4条</b> (略)	<b>第4条</b> (略)
2 水道事業にかかる附属機関を次のとおり設置する。	2 水道事業にかかる附属機関を次のとおり設置する。
名称	担任事務
藤井寺市水道事業経営審議会	持続可能で安定的な水道事業経営を確保するため、水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する事務
藤井寺市水道施設整備事業評価委員会	水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、厚生労働省が定めた水道施設整備事業の評価実施要領に基づく事前評価及び再評価に関する事務
3 (略)	3 (略)

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）新旧対照表

（附則第2条関係）

改正後	改正前																		
<p><b>別表第1（第2条、第4条関係）</b></p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>保育所嘱託医師（歯科）</td><td>年額 75,900円</td></tr><tr><td>水道事業経営審議会委員</td><td>日額 9,500円</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	報酬額	(略)		保育所嘱託医師（歯科）	年額 75,900円	水道事業経営審議会委員	日額 9,500円	(略)		<p><b>別表第1（第2条、第4条関係）</b></p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>保育所嘱託医師（歯科）</td><td>年額 75,900円</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	報酬額	(略)		保育所嘱託医師（歯科）	年額 75,900円	(略)	
区分	報酬額																		
(略)																			
保育所嘱託医師（歯科）	年額 75,900円																		
水道事業経営審議会委員	日額 9,500円																		
(略)																			
区分	報酬額																		
(略)																			
保育所嘱託医師（歯科）	年額 75,900円																		
(略)																			

議案第37号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

議案第38号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

○大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日制定） 新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p><u>泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村</u></p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p><u>四條畷市、太子町、千早赤阪村</u></p>

○大阪広域水道企業団規約 (平成22年11月2日制定) 新旧対照表

(第2条関係)

改正後	改正前
<p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、<u>能勢町</u>、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村</p>	<p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村</p>

